

多子世帯学校給食費補助制度に関する Q&A (1)

Q1 世帯主あてに申請書が届いているが、妻（夫）名義の口座で申請してよいか。

A1 当補助金は世帯主以外の親が申請することもできます。ただし、世帯主以外の方が申請される場合は、世帯主の方の委任状が必要となります（委任状は、ホームページに様式を公開しています。）。

<https://www.city.kita.tokyo.jp/gakkoshien/hokenkyushoku/documents/ininnjyou.pdf>

なお、住民票上、対象の児童生徒と親子関係が確認できない方が申請される場合は、児童生徒と関係が分かる戸籍の証明などの書類が必要となる場合があります。詳しくは補助金担当までお問合せください（補助金担当：電話 03-3908-9295）。

Q2 社会人の第1子がいいて、第2子は北区立小学校に通っている場合は対象になるか。

A2 住民票が同一世帯内であれば、第1子の年齢制限及び収入制限はありませんので、第2子が補助金の交付対象となります。

Q3 就学援助や生活保護を受けている場合は補助されるか。

A3 就学援助や生活保護は援助費や保護費の中で給食費を支給されているため、当補助金は支給されません。なお、就学奨励費等で給食費の一部給付を受けている場合には、その額が補助対象外となりますので、残りの額が補助金の支給対象となります。具体的には第3子が就学奨励費を受けている場合は、半額が補助されます。

Q4 アレルギーのため、給食費が他の人と違うが補助されるか。

A4 学校に納めている給食費が補助対象となります。

Q5 主にインターナショナルスクールに通っているが、北区立小学校にも通っており、通っている分の給食費を支払っている場合も補助されるか。

A5 北区立の学校に納めた給食費であれば補助対象です。なお、インターナショナルスクールでの給食は北区立の学校ではありませんので補助対象外となります。

Q6 転出する予定だが、何か必要な手続きはあるか。

A6 北区にいた期間の給食費が補助対象となります。学校に給食費の納入を確認後、補助金の手続きを行いますので、担当までご連絡ください。

多子世帯学校給食費補助制度に関する Q&A (2)

Q7 区外の学校の寮に行っている子がいる。その子は補助対象になるか。また、その子の弟は第2子と数えてもらえるのか。

A7 補助の対象は北区立の学校に通っている児童生徒です。また、住民票で同一世帯にいない兄弟姉妹は、原則、補助金を計算するうえでの児童生徒に数えることができません。ご事情がある方は担当までご相談ください。

Q8 北区に住んでいたが近接の区(市)に引っ越し、子どもは北区立の学校に通って給食費を払っている。補助の対象になるか。

A8 この補助制度は北区独自の制度で北区にお住いの保護者が対象となります。他自治体にお住いの保護者については申し訳ありませんが対象外となります。

Q9 北区に転入予定だが、どのように申請すればよいか。

A9 区民事務所にて転入のお手続きをされた後、下記担当までご連絡ください。申請書類一式を郵送させていただきます。申請書と必要書類（振込口座が分かるもの。「通帳のコピー」または「キャッシュカードのコピー」）を添付のうえ、ご郵送ください。

Q10 就学援助の認定を受けていたが、年度途中で認定取消された場合は、当制度の対象となるか。

A10 就学援助の認定取消された日以降の給食費が補助対象となります。区教育委員会から申請書等をお送りいたします。

Q11 補助金はどんな名義で入金されるか。

A11 「ガッコウシエンカホジョキン」名義で入金されます。

申請先・お問い合わせ先

北区教育委員会事務局 学校支援課保健給食係
〒114-8546 東京都北区滝野川 2-52-10 北区役所滝野川分庁舎 1階4番窓口
☎ 03-3908-9295 補助金担当 (平日9:00~17:00)